

広陵町告示第 33 号

住民基本台帳法施行令第 12 条第 4 項の規定に基づき、公示をもって送達に代える。

令和 8 年 9 月 25 日

広陵町長 吉村 裕之

記

送達書類	通知書番号	氏名
住民基本台帳法施行令の規定により送達する通知書	—	山中 崇裕

※地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、本件掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。